

広島県告示第三百三十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県健康福祉センターの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤田 雄山

指定を受けた者		指定年月日	管理の期間
名称及び 代表者氏名	主たる事務所の 所在地	平成二〇年三月二十四日	平成二〇年四月一日～ 平成二三年三月三十一日
財団法人広島県健康 福祉センター 会長 藤田 雄山	広島市南区皆実町一 丁目六番一九号		